

勤労青少年ホーム講座生募集

特別講座生の募集

勤労青少年ホームは、原則として市内に在住か在勤の勤労青少年の人を対象に、自主活動の場として利用できる施設です。

各種講座を開設しており、軽運動場や音楽室は自由に使用することができます。

勤労青少年ホームでは平成17年度の定期講座の受講生を募集しています。ぜひ、この機会に参加してみてください。

○太極拳講座（無料）

太極拳とストレッチを組み合わせた運動です。

講座日時：4月～6月

（月2回で計6回実施）

19時～20時30分

持ってくるもの

室内シューズ

※運動のできる服装でご参加

ください。

申込期限：3月28日（月）

※多数の場合抽選となります

※どなたでも参加できる特別

講座は、これからも随時募

集していきます。

申込み・問合せは

勤労青少年ホーム（六番町）

（バグース笠岡）

☎4055

開館時間

月曜日～土曜日

13時～21時

日曜日 9時～17時

休館日

毎週水曜日・祝日・年末年始

（12月29日～1月3日）

◆定期講座◆

講座名	講座日	時間	定員
英会話教室	毎週月曜日	19:00～20:30	10
華道教室（未生流）	第2・3・4木曜日	18:00～20:00	20
茶道教室（裏千家）	第2・3・4木曜日	19:00～21:00	20
料理教室	第2・4・5金曜日	18:30～21:00	20

※受講料…無料（ただし、講座に掛る実費は必要）
 ※申込方法…電話で直接申込み

今月のお知らせ

特別障害給付金制度
4月1日からスタート

特別障害給付金制度が4月1日からスタートします。 ※高齢年金などを受給されている場合は、支給制限がありません。

対象者

①または②の人で、次のA、B両方の条件を満たす人。

①平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生で、任意加入して

いなかった人

②昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被

用者（厚生年金、共済組合などの加入者）の配偶者で、

任意加入していなかった人

A現在、障害基礎年金などを

受給していない障害者で、

障害基礎年金1、2級相当

の障害をお持ちの人。（社会保険庁での審査有り）

B①、②の期間内に初診日がある人。

支給額

1級：月額5万円

2級：月額4万円

※支給額は、毎年度自動物価

スライドがあります。

※所得によって支給制限となる場合があります。

窓口

申請窓口：市役所年金係

・障害認定などの審査、支給

事務：社会保険事務局

注意事項

給付金の支給は、申請のあ

った月の翌月分から支給され

ます。

※申請が遅れた場合、さかの

ぼって支給することはでき

ません。

※障害認定に必要な書類がそ

ろっていない場合でも、4

月中に市の年金係で申請を

行ってください。その後、

必要な添付書類を早急にそ

ろえて、再度市の年金係へ

提出してください。

問合せは

倉敷西社会保険事務所

（年金給付課）

☎086-525-5311

申請は

保険年金課

☎2129まで